

平成27年2月5日(木)
平成26年度 第8回
大阪府河川整備審議会

資料
2-1

淀川水系西大阪ブロック河川整備計画（変更原案） に関する主な意見と回答（対応方針）

1. 住民意見等の聴取について

整備計画等の縦覧・意見募集、住民説明会の開催の周知

〇 意見募集期間：平成27年1月15日(木)から平成27年1月29日(木)まで

ホームページ掲載

大阪府ホームページ

淀川水系西大阪ブロック河川整備計画(重要施設)に対する住民意見の募集および住民説明会の開催について

大阪府では、淀川河川、野田川、徳島川、北河川、中河川、百舌川、六甲川、天王川、新堀川、相模川、住吉川、西成川を流れる淀川西大阪ブロック(淀川・下流)の治水、治水対策の推進等に関する内容の決定(淀川水系西大阪ブロック)と、淀川西大阪ブロック河川整備計画(重要施設)の縦覧・意見募集期間(平成27年1月15日(木)から平成27年1月29日(木)まで)について、住民説明会を開催します。ご意見を提出していただきますようお願いいたします。

対象河川名
大正川、百舌川、上流部、木瀬川、長瀬川、新堀川、徳島川、住吉川、中河川、六甲川

1. 縦覧対象項目

淀川水系西大阪ブロック(整備計画(重要施設))

<本編> [Wordファイル/1.37MB] <本編> [PDFファイル/1.29MB]

<巻頭資料>

[巻頭資料1 \[Wordファイル/1.88KB\]](#) [巻頭資料2 \[Wordファイル/4.88KB\]](#) [巻頭資料3 \[Wordファイル/1.06KB\]](#)

[巻頭資料4 \[Wordファイル/1.19KB\]](#) [巻頭資料5 \[Wordファイル/1.45KB\]](#) [巻頭資料6 \[Wordファイル/3.88KB\]](#)

[巻頭資料7 \[Wordファイル/1.63KB\]](#)

2. 意見募集

平成27年1月15日(木)～平成27年1月29日(木)まで

(縦覧期間中に各河川におおむね1回、説明会を開催します。)

3. 閲覧方法

(1) 大阪府環境生活部河川課のホームページ(平成27年1月16日(木)～)に掲載します。

(2) 以下の場面で縦覧していただけます。

① 縦覧期間：平成27年1月15日(木)～平成27年1月29日(木)まで。

1. 住民意見等の聴取について

図書縦覧等

【縦覧図書】

- u 淀川水系西大阪ブロック河川整備計画(変更原案) 本編
- u 淀川水系西大阪ブロック河川整備計画(変更原案) 参考資料
- u 淀川水系西大阪ブロック河川整備計画(変更原案) 概要版



【ホームページ掲載】

- u 大阪府都市整備部河川室ホームページ

【図書縦覧場所】 以下の18箇所

- u 大阪府府政情報センター(大阪府庁本館1階)
- u 大阪府都市整備部河川室(大阪府庁別館4階)
- u 大阪府西大阪治水事務所
- u 大阪市建設局(ATCビル)
- u 関係する14区役所の防災担当窓口
 北区、都島区、福島区、此花区、中央区、
 西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、
 阿倍野区、住之江区、住吉区、西成区

図書縦覧状況



西大阪治水事務所 縦覧場所

【住民説明会会場】

- u 大阪市都島区役所会議室(都島区)
- u 大阪府西大阪治水事務所(西区)
- u 大阪市市立大正会館内会議室(大正区)

【関係機関】

- u 大和川右岸水防事務組合
- u 淀川左岸水防事務組合
- u 中之島ウエストエリアプロモーション連絡会
- u 中之島まちみらい協議会まちづくり分科会

1. 住民意見等の聴取について

住民及び関係団体への説明

と き	対 象	参加人数
平成27年1月15日(木)	淀川左岸水防事務組合(大正区水防団)ほか	38名
平成27年1月21日(水)	都島区役所(一般市民)	4名
平成27年1月26日(月)	中之島ウエストエリアプロモーション連絡会	30名
平成27年1月27日(火)	西大阪治水事務所(一般市民)	1名
平成27年1月28日(水)	大正区大正コミュニティ会館(一般市民)	0名
平成27年1月29日(木)	中之島まちみらい協議会まちづくり分科会	17名



写真：都島区役所会議室（一般市民へ説明）

意見の概要

項 目	細 目	件 数
治水	地震・津波対策	9件
	高潮対策	1件
	洪水対策	2件
環境	景観	1件
	利活用	6件
	水質	1件
維持管理	水門鉄扉操作訓練	1件
	老朽化対策	1件
利用	親水、イベント	2件
	舟運	1件
情報の提供	広報・啓発	11件
その他	ごみ対策等	4件
合 計		40件

意見の聴取方法別件数

聴取方法	件 数
住民説明会、関係機関との意見交換	40件
書面	0件
合 計	40件

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
1	治水	M8～M9クラスの地震が30年以内に起こる確率が約70%と聞いた。地震の発生に備えてどのような対策を考えているか。	<p>本編P32に、「地震・津波対策」について以下のとおり記載しています。「L1(レベル1)地震動に対して、堤防、水門等の全ての河川管理施設が健全性を損なわないよう対策を実施します。</p> <p>また、堤防については、L2(レベル2)地震動による堤防の沈下等を考慮した場合でも、日常の満潮位で浸水しない、かつ、L1(レベル1)津波で浸水しない性能を確保するものとし、水門等については、L2(レベル2)地震動による地震後においても、水門等としての機能を保持する性能を確保するものとします。」</p>	説明会
2	治水	<p>地盤が軟らかいと聞いたが、その上に水門の躯体が載っていて、大きな地震に耐えられるのか心配。</p> <p>また、地震時に木津川堤防に亀裂が発生したとき、鉄扉が閉まるかが心配。</p>	<p>本編P34の「防潮堤の地震・津波対策」及び本編P35の「水門・排水機場等の地震・津波対策」に以下のとおり記載しています。「旧淀川(安治川)、木津川、尻無川、正蓮寺川、六軒家川、東横堀川、道頓堀川、住吉川では、表-2.2、図-2.1に示す整備対象区間において南海トラフ巨大地震対策として防潮堤の耐震補強を行います。」</p> <p>鉄扉についても、防潮堤と一体不可分であるため、照査を行っており、必要に応じて対策を行います。</p> <p>また、水門などの大規模な構造物については、堅固な地盤で支えられた構造になっていますが、南海トラフ巨大地震等対策として、地震による揺れや液状化により施設の機能が維持出来なくなることを防ぎ、地震後も確実に操作が出来るよう各水門の耐震補強を行います。</p>	説明会
3	治水	沿岸にコンビナート、石油タンクがある。壊れるのではないかと心配。	<p>大阪府・大阪市の管理する護岸、防潮堤については上述の耐震補強を行います。</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域内の石油タンク等については、大阪府石油コンビナート等防災計画に基づき事業者が災害発生を未然に防止するための予防対策を実施することとなっています。</p>	説明会
4	治水	木津川水門、尻無川水門などの水門について、地震で電力供給が途絶えた場合、閉鎖できないのではないかと。	電力途絶時を考慮して、自家発電装置を備えています。	説明会
5	治水	津波来襲時に水門を閉鎖すれば、下流側で水位が上昇することになるが、この対策についてどうするのか。	<p>本編P21の「河川整備の現状と課題」及び、本編P35の「河川整備の実施に関する事項」に記載しています。</p> <p>住民の避難行動を助けるため、津波来襲時には水門を閉鎖します。</p> <p>水門閉鎖後における水門下流域への反射波の影響を検討し、その影響に応じて必要な対策を実施します。また、抜本的な津波対策として、三大水門の津波対応化のための補強や新たな津波防御施設についても検討を行います。</p>	説明会

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
6	治水	現在整備済みの高潮堤防だが、近年来襲することが危惧されているスーパー台風には対応できるのか。	<p>本編P28の「河川整備計画の目標」に以下のとおり記載しています。「高潮対策としては、伊勢湾台風規模の超大型台風が大阪湾奥部に最悪のコース(室戸台風のコース)を通して満潮時に来襲したことを想定した恒久的な防潮施設(計画高さO.P.+6.60m～O.P.+4.30m)が整備されており、引き続き現状を維持します。」</p> <p>しかしながら、計画を上回る災害は起こり得ることから、災害発生時に市民が安全に避難できるよう、ハザードマップ等の周知や啓発に取り組み、市民の防災意識の醸成にも努めていきます。</p>	説明会
7	環境	高い防潮堤で遮られているので、川の危険性について無関心になっているのではないか。水面が目に入り、水を感じられるような整備を望む。	<p>本編P6の「河川特性」及び、本編P36の「河川空間の利活用」並びに、本編P41、P42、P43、P44の「第3章その他河川整備を総合的に行うために必要な事項、第2節河川情報の提供に関する事項」に以下のとおり記載しています。</p> <p>「拠点整備と連動し、堂島川、安治川、木津川・尻無川でスーパー堤防の整備などによって、河川とまちが一体となった河川整備を進めています。」</p> <p>「スーパー堤防及びこれに伴う環境整備は、沿川地域の再開発等と調整が図れた箇所について実施します。」</p> <p>また、川の危険性については、津波ハザードマップなどの周知、啓発への取り組みや河川水位等の河川情報の提供をおこなうとともに、津波・高潮ステーションでは、過去の津波・高潮災害に関する資料の展示や津波災害体感シアターでの疑似体験などを通じて、防災意識の向上に努めています。</p>	説明会
8	環境	川の景観として重要な要素である水の色が、もう少しきれいにならないか。ライトアップ等で夜の景観はきれいだが、昼間は川の色が目立ってしまう。上流での水質浄化対策をお願いしたい。	<p>本編P30の「水質・底質」に以下のとおり記載しています。</p> <p>「上流域の寝屋川流域で策定されている「寝屋川流域水環境改善計画(平成24年5月)」の取り組みとも連携しながら水質環境基準の達成・維持に努めるとともに、下水道関連機関と連携し高度処理の導入や雨天時の合流式下水道からの汚濁水の流入対策を実施すること等で、さらなる水質の向上を目指します。」</p>	説明会

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
9	維持管理	高潮などに備えて、既存の施設がどのように運用されているのか知りたい。水門の操作など、施設のオペレーションに関する情報を一般の人も見ることが出来ればいいのだが。	通常時や試運転の際には、西大阪治水事務所では、安治川水門、尻無川水門、木津川水門の施設見学を受け付けており、試運転の状況等を見ることができます。 事前の申し込みが必要ですが、興味をお持ちの方はお気軽にお申込みください。詳しい内容については、下記ホームページをご確認ください。 http://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/river/riv-study.html	説明会
10	維持管理	水防に携わって、1年に1回鉄扉の点検を行っているが、施設の老朽化が気になっている。耐震対策も必要だが、老朽化対策をしてもらいたい。	本編P39の「河川維持の目的、種類及び施行の場所」に以下のとおり記載しています。 「堤防及び護岸等の河川管理施設の機能や河川の流下能力を確保するため、施設の定期点検や必要に応じた緊急点検を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、人命を守ることを最優先に、地先の危険度や土地利用状況などを考慮し、優先順位を定めて、危険度の高い箇所から計画的に補修を行います。」	説明会
11	利用	橋の下を船が通れるような、川の価値を高めるような整備をしてもらいたい。	本編P40の「河川維持の目的、種類及び施行の場所」に以下のとおり記載しています。 「橋梁等、河川管理者以外の者が管理を行う許可工作物については、施設管理者に対して許可工作物を良好な状態に保つように、河川管理施設と同等の点検及び維持、修繕の実施を指導するなど、河川の治水機能を低下させないよう適正な維持管理に努めます。」 「舟運などの水面利用に配慮し、河川内の水面下の構造物については、接触による事故防止のため、注意を喚起する表示板やブイの設置などに努めるとともに、プレジャーボートなどに対しては、航行ルールの啓発に努めます。」 橋梁は許可工作物であるため、今後の更新時にはこのような意見があることを踏まえた指導について検討します。	説明会
12	情報の提供	行政側からの防災啓発の取り組みが、住民側に伝わっていない。行政サイドが持っている情報を住民に伝え、川の危険性を伝えることで、もっと住民の防災意識を醸成していかなければならない。行政だけで川づくりを進めるのではなく、人を呼び込んで、住民と一緒に川づくりを進めていくようにしなければならないのではないか。	本編P41の「地域や関係機関との連携に関する事項」及び、本編P42の「河川情報の提供に関する事項」に記載しています。 ハード整備による対策だけでなく、防災情報の提供や防災意識の醸成などソフト対策にも重点をおき、被害を最小限にとどめるための方策を検討することが重要になります。 事業の推進には市民や地域活動、行政組織など関係機関との連携が重要になっています。 今後とも、津波ハザードマップなどの周知、啓発への取り組みや河川水位等の河川情報の提供をおこなうとともに、津波・高潮ステーションでは、過去の津波・高潮災害に関する資料の展示や津波災害体感シアターでの疑似体験などを通じて、防災意識の向上に努めています。	説明会

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
13	情報の提供	道路が閉鎖された場合に、防災船着場は活用されるのか。	<p>本編P41の「その他河川整備を総合的に行うために必要な事項」に以下のとおり追記します。</p> <p>「さらに、ブロック内の河川には、水辺の拠点に船着場が整備されています。これらの船着場は、大地震などの災害時には、舟運業者と連携し、河川を利用した緊急物資の輸送と物資の荷役、人員の輸送を円滑に行うための防災船着場として活用します。また、災害時のみならず、平常時においても、イベント、防災教育、防災訓練等の場として利用します。」</p> <p>なお、舟運業者が災害時の緊急物資の輸送時等に防災船着場を活用することができるよう、大阪府、大阪市、舟運業者の3者で協定を締結しています。</p>	説明会
14	その他	行政と民間が連携して実施している防災船着場での防災訓練のような、安全感を高める取組みが広く知られるようになれば、不動産価値も高まる。防災に関する取組みを広く発信していくことが重要。	<p>本編P42の「その他河川整備を総合的に行うために必要な事項」に以下のとおり記載しています。</p> <p>「地震・津波等による災害発生時に市民が安全に避難できるよう、ハザードマップ等の周知や啓発に取り組み、市民の防災意識の醸成に努めます。また、高潮、津波及び洪水に関する防災情報や河川管理施設の被災状況などを周辺住民や河川利用者に迅速に周知する方策を検討し、実施します。」</p>	説明会
15	その他	安全・安心(行政)と、にぎわいづくり(民間)の役割分担を踏まえた動きが必要。	<p>本編P41、P42の「地域や関係機関との連携に関する事項」に以下のとおり記載しています。</p> <p>「河川行政においても、「水の都・大阪」の魅力を広く伝えるためのシンボルイベントとして「水都大阪2015」など、水の都再生の核となる魅力ある水辺創出や、河川利用の促進に向けて市民や関係機関との一層の連携に努めます。</p> <p>このような観点から、各河川で行われている市民やNPO法人等による河川愛護活動などの取り組みを積極的に支援し、河川環境の保全及び維持管理を共に行うよう努めます。」</p> <p>水都再生などまちづくりや都市魅力づくりに関する整備や、高潮・津波対策などの防災施設に関する整備を行っていますが、これら事業の推進には市民や地域活動、行政組織など関係機関との連携が重要になっています。</p>	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(変更原案)に反映したもの

ご意見の内容がもともと河川整備計画(変更原案)に盛り込まれていたもの